

令和2年度「海外出願・侵害対策支援事業」について

公益財団法人京都産業21では、知的財産権を活用して海外の出願国において事業展開を行う府内中小企業者の皆様のため、外国出願支援事業の公募を実施します。

記

1 内 容

外国特許庁への特許、実用新案、意匠、商標及び冒認対策商標の登録・出願に要する経費の一部を補助します。

2 公 募

(1) 受付期間 **令和2年5月7日(木)～5月22日(金)**

(2) 応募資格

- 京都府内に本社を置く中小企業者等(みなし大企業を除く)
地域団体商標に係る外国出願の場合は、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及びNPO法人
- 申請書提出時点において日本国特許庁に既に特許出願等(PCT出願含む)を行っている出願であって、以下のいずれかに該当する方法により、**令和2年12月18日(金)**までに外国特許庁へ同一内容の出願を行った上で弁理士に支払を完了し、**令和3年1月18日(月)**までに京都産業21へ実績報告書を提出予定であること。

- ・パリ条約等に基づき、優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法
- ・特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法(PCT出願を同国の国内段階に移行する方法)
- ・ハーグ協定に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
- ・マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

■**交付決定前に外国出願した案件は対象となりません(弁理士への発注を含む)。**

また、交付決定前に発生した費用(例えば翻訳費)についても補助対象になりません。

【公募要領及び申請書ダウンロード】 <https://www.ki21.jp/information/tokkyo/r2/>

(3) 補助内容 ■採択予定件数 特許10件 実用新案1件 意匠1件 商標及び冒認対策商標5件

■補助率 1/2以内

■1企業の補助金総額(1会計年度内:消費税等を除く) 300万円以内/年

■1出願別の補助金額(1会計年度内:消費税等を除く)

(イ) 特許 150万円以内/件

(ロ) 実用新案、意匠または商標(冒認対策商標は除く) 60万円以内/件

(ハ) 冒認対策商標 30万円以内/件

■補助対象経費

- ・外国出願料 ・現地代理人費用 ・国内代理人費用 ・翻訳費用 など
- ・1企業の上限額は京都産業21の他に、日本貿易振興機構(JETRO)・京都高度技術研究所(ASTEM)で各々採択された場合はその合計額となります。
- ・補助金申請額は補助対象経費を1/2にした後、1,000円未満は切り捨てです。
- ・日本国特許庁への出願経費及び消費税、海外付加価値税(VAT)等は対象外です。(詳細は京都産業21までお問い合わせください)

(4) 採択決定 **審査日: 令和2年6月15日(月)(予定)、**

採択事業者決定: 7月初旬(予定)

(5) 提出方法 持参(平日の午前9時～正午及び午後1時～午後5時)又は、郵送(5月22日(金)の消印有効)。押印不要の書類に限り、電子メールによる提出も可能です。

(6) 提出先及び問合せ先(公財)京都産業21 イノベーション推進部 産学公住連携グループ

TEL:075-315-9425 E-mail:sangaku@ki21.jp

応募を検討される場合は(公財)京都産業21まで事前にご相談下さい。